

収 支 予 算 書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	1	1	0	
①基本財産運用収入	1	1	0	
(2)事業収入	1,412,480	1,413,266	△786	
①不動産賃貸収入	1,412,480	1,413,266	△786	
(3)負担金収入	40,198	22,496	17,702	
①人件費負担金収入	12,053	12,052	1	
②建物保守負担金収入	27,700	10,000	17,700	
③Wi-Fi事業負担金収入	445	444	1	
(5)業務受託料収入	10,540	10,540	0	
①業務受託料収入	10,540	10,540	0	
(6)雑収入	1,730	1,445	285	
①受取利息収入	650	650	0	
②雑収入	1,080	795	285	
事業活動収入計	1,464,949	1,447,748	17,201	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出	921,217	1,006,492	△85,275	
①都市整備再開発事業費支出	19,050	18,050	1,000	
②都市緑化環境保全事業費支出	5,985	6,581	△596	
③住宅関連事業費支出	290	3,290	△3,000	
④都市活性化地域振興事業費支出	23,368	27,048	△3,680	
⑤調査研究啓発事業費支出	6,550	5,000	1,550	
⑥不動産賃貸管理事業費支出	865,974	946,523	△80,549	
(2)管理費支出	106,947	93,392	13,555	
①事務管理費支出	106,947	93,392	13,555	
事業活動支出計	1,028,164	1,099,884	△ 71,720	
事業活動収支差額	436,785	347,864	88,921	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
(1)負担金収入	16,337	16,337	0	
①工事負担金収入	16,337	16,337	0	

(単位=千円)

科 目	予 算 額	予 算 額	増 減	備 考
(2) 敷金・保証金戻り収入	14,908	3,752	11,156	
① 敷金・保証金戻り収入	14,908	3,752	11,156	
(3) 敷金・保証金収入	8,500	51,896	△ 43,396	
① 敷金・保証金収入	8,500	51,896	△ 43,396	
投資活動収入計	39,745	71,985	△ 32,240	
2 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	171,830	254,368	△82,538	
① 退職給付引当資産取得支出	1,830	4,368	△2,538	
② 減価償却引当資産取得支出	170,000	250,000	△80,000	
(2) 固定資産取得支出	126,300	70,300	56,000	
① 不動産取得建設事業費支出	126,000	70,000	56,000	
② 器具備品費支出	300	300	0	
(3) 敷金・保証金返済支出	8,300	67,081	△58,781	
① 敷金・保証金返済支出	8,300	67,081	△58,781	
(4) 敷金・保証金支出	100	100	0	
① 敷金・保証金支出	100	100	0	
投資活動支出計	306,530	391,849	△85,319	
投資活動収支差額	△266,785	△319,864	53,079	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
(1) 借入金収入)	0	0	0	
(① 借入金収入)	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	285,000	285,000	0	
① 借入金返済支出	285,000	285,000	0	
財務活動支出計	285,000	285,000	0	
財務活動収支差額	△285,000	△285,000	0	
Ⅳ 予備費支出	5,000	5,000	0	
当期収支差額	△120,000	△262,000	142,000	
前期繰越収支差額	120,000	262,000	△142,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) 1 収支予算書は平成18年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式によりしている。

(注) 2 収支予算書は「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について(通知)」(平成21年3月27日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官)に基づく東京都の指導並びに、定款の規定を参酌し、従前の資金収支ベースの収支予算書を作成している。